

## 一般社団法人日本ポール・スポーツ協会 競技者規定

### (目的)

第 1 条 一般社団法人日本ポール・スポーツ協会（以下「本協会」という）は、国際ポール・スポーツ連盟（正式名称 International Pole Sports Federation）（以下「IPSF」という）に準拠し、ポール・スポーツ競技の健全な普及・発展を図り、円滑な競技活動を推進する目的をもって、ここに本協会に競技者登録する会員（以下「競技者」という）に対する競技者規定（以下「本規定」という）を制定する。

### (競技者の定義)

第 2 条 本規定の競技者とは、ポール・スポーツを愛好し本協会へ競技者登録した者をいう。

### (競技者の出場できる競技会の範囲)

第 3 条 競技者は、本協会の加盟団体を經由して、本協会に競技者登録することにより、本協会、本協会正会員、IPSF が主催または公認した競技会に出場できる。

### (競技者の心得)

第 4 条 競技者は、ポール・スポーツ精神に則りルールとマナーを尊び、ポール・スポーツの発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重しなければならない。

3 競技者は、ドーピング防止に関する規定を遵守しなければならない。

### (届出を要する事項)

第 5 条 競技者は、次に掲げる行為を行う場合、事前に競技者が所属する本協会加盟団体及び本協会への届出に加え、本協会の承認を得なければならない。

(1) ポール・スポーツに関するニュース報道の取材を受ける場合

(2) 広告媒体（テレビ番組、CM、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ、DVD 等）にポール・スポーツ競技者の肖像等を使用させる場合又はこれに出演する場合

(3) 商品、サービスの販売促進及び商業的活動にポール・スポーツとしての肖像等を使用させる場合

(4) 本協会及び本協会加盟団体以外の者が主催する教室や講習会、講演会等にポール・スポーツ講師として参加する場合

(5) 商業目的の放送、映画、演劇、雑誌・新聞等の座談会、テレビ解説その他これに準ずるものにポール・スポーツとして出演する場合

(6) ポール・スポーツ及びポール・スポーツ以外の競技会等で、ポール・スポーツとして賞金又は出場報酬付きの競技会に参加する場合

(承認を要する事項)

第 6 条 やむを得ず第 1 項で定める事前承認の申請及び事前届出が行えない特別な事情があったと本協会理事会が認めた場合に限り、事後の承認申請又は届出をすることができる。

(代理)

第 7 条 第 5 条の事前の承認申請又は届出については、競技者の所属するチーム(監督及びコーチを含む)が、これを代行することができる。

(競技者の禁止事項)

第 8 条 競技者は、次に掲げる行為等をしてはならない。

- (1) 競技者自らが、ポール・スポーツで得た名声や、自身の肖像、競技実績等を本協会の承認を得ることなしに、商業行為へ使用すること。但し、競技者が所属する企業 1 社(又は団体 1 団体)のために行う適切な商業宣伝についてはこの限りでない。
- (2) 競技に際して、ドーピング又は暴力行為などにより、ポール・スポーツ精神に明らかに違反すること。
- (3) その他、競技者としてポール・スポーツの品位を著しく汚す行為を行うか、本協会及び本協会加盟団体の名誉を著しく傷つけること。
- (4) 反社会的勢力や団体と関係を有すること。

(違反者への処分)

第 9 条 競技者が、第 4 条から第 6 条及び第 8 条までの規定に違反した場合、本協会は理事会の決定により、その違反の程度に応じ、次のような処分を行う。

- (1) 競技者登録の永久停止
- (2) 期間を定めた競技者登録停止
- (3) 競技会への出場禁止
- (4) 始末書の提出

(付則)

(1)本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。